

令和5年2学期からの給食（共同調理場方式）のご案内

1 令和5年1学期の給食（単独調理方式）について

令和5年1学期の給食は、これまでと同様に、学校内にある調理室で調理した給食を児童に提供する「単独調理方式」で実施します。

令和5年2学期からの共同調理場方式での給食提供に向けて、学校内の調理室を配膳室に変更するための学校改修工事等を行うため、市教育委員会から各校に対し、令和5年1学期の給食提供については、最長でも令和5年7月14日（金）までとするように依頼しています。何卒ご理解いただきますようお願いいたします。

2 令和5年2学期からの給食（共同調理場方式）について

(1) 概要

令和5年2学期からの給食は、現在、整備工事を進めている新しい学校給食共同調理場（以下「新調理場」という。）から配送する給食を提供する「共同調理場方式」で実施します。

新調理場で調理した給食を保温性の高い食缶に入れ、コンテナに載せたうえで、専用の配送車で各校へ届けます。温かいものは温かく、冷たいものは冷たく提供することができます。学校へ届いた食缶は、1階の配膳室でクラスごとの配膳車に載せたうえで各階の配膳室に昇降機で運ばれ、令和5年1学期と同様に配膳室で給食当番の児童に引き渡します。児童自身が給食当番となり、白衣を着て配膳を行う点も変わりません。

(2) 給食費

1学期と2学期で給食費（1食単価。飲用牛乳の代金を含む）の金額が変更となります。

| 学年 | 1学期 | 2学期以降 |
|-------|------|-------|
| 1・2年生 | 248円 | 243円 |
| 3・4年生 | 263円 | 257円 |
| 5・6年生 | 277円 | 272円 |

※就学援助の認定世帯や教育扶助を受けている世帯は、給食費の全額を市が補助します。

(3) 献立

国の学校給食摂取基準や市の衛生管理基準などにに基づき、栄養バランス等を考慮し、市の栄養士が作成しています。献立表は1か月単位で作成し、前月の下旬頃に学校から各家庭に配付します。

(4) 食材料

市の規定に基づき、原則として国内産の安全・安心かつ良質な食材料を使用します。野菜等は立川産を優先して使用しています。生鮮食品等については、市の栄養士が提出された見本で品質を確認した上で納入事業者を選定しており、より安全な食材料調達に努めています。

(5) 調理及び配送

- ・調理は、新調理場の運営事業者に委託しています。
- ・運営事業者は、市の調達した食材料を使用して調理を行い、保温食缶に配缶したうえで、学校ごとの専用コンテナに格納し、配送車により各校の配膳室に給食を配送します。また、コンテナの回収、洗浄、消毒、保管、残菜処理も運営事業者が行います。
- ・運営事業者の衛生管理に関しては、市の衛生管理基準に基づく指導を行っています。

(6) 食器・トレイ等

給食を盛り付ける食器は、強化磁器食器を使用します。また、食器を置くためにトレイを使用します。食器及びトレイは、共同調理場で洗浄・消毒したものを学校に配送します。

(7) 食具（箸、スプーン等）

児童が喫食するための食具（箸、スプーン・フォーク等）は、献立に応じて選別し、新調理場で洗浄・消毒したものを学校に配送します。家庭から持参する必要はありません。

(8) 実施回数

市の指定する期間の中から、各校の教育課程に応じて学校が決定します。

(9) 給食指導

食事についての理解を深め、望ましい食習慣を育てることや食事のマナーを身に付け、互いに認め合える好ましい人間関係を育てることを目標として、給食時間における指導等を行います。

(10) 食物アレルギー対応

「立川市学校給食における食物アレルギー対応方針」に基づき、食物アレルギー対応を行います。令和5年4月から食物アレルギー対応の一部が変更となります。

3 給食費について

(1) 利用申込

令和5年2学期から市が給食費の徴収管理を行うことに伴い、給食提供に関する市と保護者の皆様の契約関係を明確にするため、すべての児童に「学校給食費口座振替（自動払込）依頼書（兼学校給食申込書）」（以下「依頼書」という。）を提出していただきます。提出していただいた内容は、記載事項に変更がない限り卒業まで継続します。

(2) 申込方法

①現在と同じ口座を利用する場合（令和5年2学期以降）

【方法1】オンラインによる手続きのみで申し込みが可能です。オンライン申請フォームにて、画面の案内に従って必要事項を入力して手続きしてください。手続きの詳細は、6ページ「オンライン申請マニュアル」をご参照ください。

なお、このオンライン手続きは、(株) グラファ어의「スマート申請」を利用して行っていただきます。ご入力いただいた個人情報、市の個人情報保護条例に基づき適切に管理します。

【方法2】紙の依頼書に必要事項を記載していただき、最寄りの多摩信用金庫に持ち込んで手続きすることも可能です。紙の依頼書が必要な場合には、立川市学校給食課（042-529-3511）までご連絡ください。

②現在とは別の口座を利用する場合（令和5年2学期以降）

【方法1】オンライン申請フォームにて依頼書を作成・印刷したうえで、希望する口座の金融機関に持ち込んで手続きしてください。手続きの詳細は、6ページ「オンライン申請マニュアル」をご参照ください。

【方法2】紙の依頼書に必要事項を記載していただき、希望する口座の金融機関に持ち込んで手続きすることも可能です。紙の依頼書が必要な場合には、立川市学校給食課（042-529-3511）までご連絡ください。

なお、利用できる金融機関は、以下のとおりです。

| | | |
|-----------|----------------------------|---------|
| みずほ銀行 | 多摩信用金庫 | 三菱UFJ銀行 |
| 三菱UFJ信託銀行 | 三井住友銀行 | りそな銀行 |
| 青梅信用金庫 | 山梨中央銀行 | 西武信用金庫 |
| 群馬銀行 | 東京都信用農業協同組合 (都内各農業協同組合) | 東和銀行 |
| 中央労働金庫 | みずほ信託銀行 | 東日本銀行 |
| きらぼし銀行 | 大東京信用組合 | 東京スター銀行 |
| あすか信用組合 | 埼玉りそな銀行 | 楽天銀行 |
| PayPay銀行 | ゆうちょ銀行（郵便局） | |

・楽天銀行 及び PayPay 銀行には、店舗窓口がないため、各金融機関の窓口まで郵送にて提出してください。なお、郵送にかかる費用は、各自の負担となります。

【郵送先】①楽天銀行 〒812-8790 博多北郵便局郵便私書箱第91号
楽天銀行公金口座振替担当

②PayPay銀行 〒352-8761 新座郵便局私書箱61号

PayPay銀行プロセッシングセンター

・ゆうちょ銀行を利用される場合は申請方法が異なります。ゆうちょ銀行の口座の利用を希望される場合には、立川市学校給食課（042-529-3511）までご連絡ください。

・現在とは別の多摩信用金庫口座を利用される場合には、オンライン申請フォームが利用できません。紙の依頼書を送付しますので、立川市学校給食課（042-529-3511）までご連絡ください。

・今回の手続きにより多摩信用金庫以外の口座が利用できるようになるのは、給食費に限ります。教材費等については、従来どおりの取扱いとなりますのでご注意ください。口座の解約などはされないようにお願いします。

(3) 申込期限

令和4年12月26日(月)

期限までの申し込みにご協力をお願いします。

(4) 支払方法

- ・指定された口座からの口座振替によりお支払いいただきます。
- ・口座振替後の納付確認は通帳記入にてお願いします。領収書等は発行しません。
- ・残高不足等により振替ができなかった方には督促状を送付します。再振替は行いません。
- ・口座振替により納付した給食費が返金となる場合は、原則として振替口座へ返金します。

(5) 納期限

令和5年2学期以降は、以下の予定で口座振替を実施します。

| 1期 | 2期 | 3期 | 4期 | 5期 | 6期 | 7期 | 8期 | 9期 |
|-----------|----------|----------|-----------|-----------|-----------|------------|----------|-----------|
| 4・5 月分 | 6月分 | 7月分 | 8・9 月分 | 10月分 | 11月分 | 12月分 | 1月分 | 2・3 月分 |
| 5月 末日 | 6月 末日 | 7月 末日 | 9月 末日 | 10月 末日 | 11月 末日 | 12月 25日 | 1月 末日 | 2月 末日 |

※各月の末日が土日祝日の場合には、翌営業日に引き落としを行います。

(6) 返金

- ・1か月の給食費の金額は、「1か月の給食予定回数 × 1食単価」で計算します。
- ・校外学習等により給食予定回数を実際の喫食回数の下回った場合には、後日差額分を指定口座に返金します。
- ・以下の条件に該当する場合には、給食費を減額し、先に納付していただいた給食費との差額を指定口座に返金します。

| 条件 | 減額する金額 | 学校への申出 |
|------------------------------|-----------------------|-------------------------------------|
| 病気、事故等の理由により5日間以上連続して喫食しない場合 | 給食を提供しなかった回数×1食単価 | 必要です。最初に喫食しない日の5日前までに申し出てください。 |
| 食物アレルギーにより家庭から弁当を持参する場合 | 給食を提供しなかった回数×1食単価 | 必要です。毎月提出する「アレルギー食対応表」に記入してください。 |
| 食物アレルギー等により牛乳を飲用しない場合 | 牛乳を提供しなかった回数×1食単価 | 必要です。医師の診断が確認できる書類とともに申請書を提出してください。 |
| 学級閉鎖等の場合 | (給食を提供しなかった回数-1)×1食単価 | 不要です。 |

ア) 病気、事故等の理由による場合

あらかじめ連続して5日間以上給食を食べないことがわかっている場合には、最初に給食を食べない日の5日前までに学校に申し出ること、初日から給食費を減額することができます。また、急な事情により5日間以上給食を食べない場合には、食べなくなった日の5日目から給食費を減額します。

イ) 食物アレルギーにより家庭から弁当を持参する場合

食物アレルギーにより家庭から弁当を持参する場合には、給食費を減額します。減額できるのは「給食を提供しなかった場合」であり、一部でも給食を食べる場合には、減額の対象になりませんのでご注意ください。

ウ) 食物アレルギー等により牛乳等を飲用しない場合

乳アレルギーや乳糖不耐症により牛乳等(コーヒー牛乳やジョアなどの乳飲料を含みます)を飲用できない場合には、牛乳等の提供を停止し、牛乳代金相当額を減額します。提供の停止には、毎年度、以下の書類の提出が必要です。

- ・アレルギー等による牛乳類代金減額申出書
- ・医師の診断が確認できる書類(学校生活管理指導表・診断書等)

エ) 学級閉鎖等の場合

学級閉鎖等の場合には、学級閉鎖により給食を提供しなかった日数から1日を減じた日数に、1食単価を乗じた金額を減額します。

(例) 3日間学級閉鎖となった場合: $3 \text{日間} - 1 \text{日} = 2 \text{日間} \times 272 \text{円} = 544 \text{円}$ を返金